

保証所得制度の拡張

(ベルギー)

I

社会保障の国際比較をする場合に、社会保障の大雑把な類型化として、大陸型社会保障と北欧型社会保障とが対比されるが、こうした類型化にあてはめて考えると、ベルギーの社会保障は明らかに大陸型である。社会保障の中心は社会保険であって、ILOの『社会保障の費用』によると、社会保障費にしめる公的扶助費の割合は1966年の時点で4.9%であった。

ちなみにこの比率をその他の国々について調べると、同じく大陸型のフランスやドイツはそれぞれ4.6%、5.5%であるのに対し、北欧型のイギリスやスウェーデンではそれぞれに、12.5%と11.5%となっている。また日本は10.9%であった。

大陸型諸国の例にもれず、ベルギーの公的扶助も、単にその規模が小さいだけでなく、公的扶助に対する国の責任が不明確で、その実施は地方当局にゆだねられ、扶助水準や扶助の対象が地方ごとに異なっていた。

II

こうした公的扶助の状態を改め、すべての国民に「社会的最近限」の所得を保証してゆく旨の方針がベルギー政府から公表されたのは1968年のことであった。そしてその第1段階として、1969年から老人を対象とする保証所得制度が発足した。

この制度は、これまで働いたことのない老人や社会保険でカバーされてい

かった老人に、資力調査にもとづいて一定水準の所得を保障するもので、この制度の対象はその後障害者などにも拡張されるようになった。

さらに1974年8月7日には、この制度を全人口に適用するための法律が制定され、これにより1975年1月1日より、すべての住民に最低限度の所得が保障されるようになった。

この保証所得制度も、これまで同様、公的扶助委員によって運営されるが、法律によって給付の方法が全国的に統一されたこと、保証所得水準が標準化されたこと、その受給権が確立されたことなどが、新しい特徴となっている。

III

保証所得の水準はこれまでも改善されてきた。老人を対象とする制度が発足した1969年の水準は平均所得の約24%にすぎなかったが、1974年には約29%にまで引き上げられている。これは、毎年10%程度の政策的スライドと、物価指数が2.75%上昇するごとにそれに応じて引き上げられる物価スライドとの両者によってもたらされたもので、1974年以降もこうした政策を1978年まで継続する方針がとられている。

すなわち政策的スライドは次の表のように1978年まで実施され、その間も2.75%の物価上昇があれば、それに応じてスライドされる仕組みになっている。そして1978年には平均所得の $\frac{1}{3}$ 程度の所得がこの制度によって確保される見込になっている。

保証所得年額

(単位:ベルギーフラン)

	1975	1976	1977	1978
夫 婦	72,000	80,000	90,000	100,000
被扶養児を持つ単身者	52,000	57,000	65,000	72,000
被扶養児	36,000	40,000	45,000	50,000

(注) 1ベルギー・フランは約7.8円。

IV

1975年からは、公的扶助委員による資力調査の形成も整えられることになり、保証所得額を決定するに際しては収入の多くが無視されるようになった。たとえば家族手当、家賃補助、医療扶助、各種公的扶助給付は資力調査の収入認定からは全くはずされることになったし、その他の収入や財産についてもその取扱は緩和されるようになっている。

例えば、1974年にこの制度が発足しており単身者の年保証所得額が40,000フラン（これは製造業労働者の平均賃金の約25%に相当する）であったと仮定し、この者の収入が別に15,000フランあった場合をあてはめてみると、新制度では保証所得額から5,000フランだけが差引かれ、合計50,000フランの所得を得ることができることになっている。

U. S. Dept. of H. E. and W. ,
Social Security Bulletin,
 May 1975, Vol. 38, No. 5, pp. 30 - 32.

(一圓光彌 健保連)

社会保障こぼれ話

社会保障制度の自動的調整

(アメリカ)

1972年と1973年における社会保障法の改正により、老齢・遺族・廃疾・健康保険制度(DASDHI)の現金給付には、生計費の上昇に応じた自動的調整が採用され、1975年6月1日から最初の自動的調整が実施された。この調整による引上げ率は8.0%であった。

生計費の変化に対応させるこの自動的な給付引上げは、1974年の第2四半期から1975年の第1四半期までを対象として、労働統計局の消費者物価指数(CPI)に現われた変化を反映させたものである。8.0%の引上げ率は1974年の4月、5月、および6月におけるCPIの平均で、1975年の1月、2月、および3月におけるCPIの平均を割ることによって決定された。次回の自動的調整は1975年の第1四半期から、1976年の第1四半期までにCPIに生じた変化にもとづいて行なわれるが、その調整はCPIの変化と同一の引上げ率で、1976年の6月に実施されるだろう。

給付を引上げるこの自動的調整以外に、2つの自動的調整が行なわれることになっている。それらは拠出と給付を算出する収入の上限を、年金をなんら減額されない限度とされる年金受給者の収入上限である。拠出と給付の算出対象とされる収入の上限では、1974年の秋に初めて自動的調整による引上げが決定され、1975年の初めからその調整が実施された。その決定により、収入上限は1974年の13,200ドル(年額)から、1975年1月の14,100ドルに引上げられた。また、年金受給者が年金を減額されることなく取得できる収入の上限は、1974年の2,400ドル(年額)から、1975年の

(14頁につづく)